

西尾市子ども読書活動推進計画
～心の豊かな西尾っ子を育むために～
(第四次)

西尾市教育委員会

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 西尾市が目指す子どもの読書活動.....	3
3. 計画の基本方針.....	3
4. 計画の対象.....	3
5. 計画の期間.....	3
第2章 子ども読書活動推進に向けての取り組み.....	4
基本方針1：家庭・地域における子どもの読書活動の推進.....	4
1. 家庭・地域における親子読書の推進.....	4
2. 資料が利用できる場の拡大.....	6
基本方針2：学校等における子どもの読書活動の推進と学校図書館の充実.....	8
1. 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実.....	8
2. 学校図書館活用のための人的配置.....	10
3. 学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実.....	11
4. 市立図書館との連携.....	12
基本方針3：図書館における子どもの読書活動の推進と図書館の充実.....	13
1. 子ども・親子対象の行事・事業の充実.....	13
2. 子どもへの読書活動の推進と啓発.....	14
3. 家庭・地域に対する子どもの読書活動の推進と啓発.....	15
4. 資料の充実と読書環境整備.....	17
5. 読書に関わる人の資質向上.....	18
6. 学校との連携による読書・総合的な学習・調べ学習の支援.....	18
基本方針4：子どもの読書活動を推進するための理解・関心の普及とネットワーク化.....	20
1. 子どもの読書活動に関する情報発信.....	20
2. 子どもの読書活動に関する情報の共有化.....	20
3. 人のネットワーク化.....	21
4. 情報・資料のネットワーク化.....	22
第3章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次.....	23
【参考資料】.....	27
資料1 子ども読書活動推進のためのネットワーク構想図.....	28
資料2 子ども読書活動に関するアンケート結果.....	29

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

(1) 子どもと読書活動

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」では、子どもの読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」としています。

多くの本に出会い、読書を楽しむことを通じて、子どもは、自ら考え課題を解決する力や、他者への思いやりの気持ちといった、「生きる力」を育むことができます。

西尾市では、家庭や地域、学校、図書館が連携・協力し、子どもの成長段階に応じた読書環境を積極的に整え、子どもの読書活動を推進していきます。

(2) 広域動向、上位計画の把握

国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。市町村については、同法第9条第2項で「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」とされました。その後、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を策定し、施策の基本的方針を示しました。

愛知県では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を踏まえ、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」、平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」、平成26年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」、平成31年2月に「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」をそれぞれ策定しています。

西尾市においては、平成18年10月に「西尾市子ども読書活動推進計画」を、合併後の平成24年10月に「西尾市子ども読書活動推進計画（第二次）」を、平成29年10月に「西尾市子ども読書活動推進計画

（第三次）」を策定し、地域や学校の役割や具体的な取り組みを示し、本と出会う楽しみや、知る喜びを体験できるような読書環境づくりを推進し、心の豊かな西尾っ子を育むことを目標に、子どもの読書活動を推進してきました。



2. 西尾市が目指す子どもの読書活動

家庭・地域、学校、図書館の協力体制のもとに、読書環境整備を積極的に実施し、子どもが生活や活動の場に応じて主体的に読書活動ができるようにします。

3. 計画の基本方針

本市においては、国や県の方針を踏まえ、次の4項目を第四次計画の基本方針とし、基本的な方向を定めました。子どもが自主的に本を読むようになるために、家庭における環境づくり、地域・学校での読書活動の推進、関係機関の連携・協力体制の整備をめざします。

基本方針1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

基本方針2 学校等における子どもの読書活動の推進と学校図書館の充実

基本方針3 図書館における子どもの読書活動の推進と図書館の充実

基本方針4 子どもの読書活動を推進するための理解・関心の普及とネットワーク化

4. 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

5. 計画の期間

この計画は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、その後も継続して見直しを行っていきます。

第2章 子ども読書活動推進に向けての取り組み

基本方針1：家庭・地域における子どもの読書活動の推進

〔家庭・地域の役割〕

子どもの読書習慣は、子どもの生活の基盤である家庭で、本を介した語りかけや子どもと一緒に本を読みながら会話することで次第に形成されていきます。家庭において、読み聞かせや読書で親子が楽しい時間を共有することは、子どもが読書に親しむ上での土台となります。

家庭だけでなく、地域のふれあいセンターや児童館、子育て支援センターなど、子どもにとって身近な場所を活用して子どもが本に親しむ機会を増やし、子どもの読書に影響の大きい保護者の読書活動支援を行うことも重要です。

1. 家庭・地域における親子読書の推進

〔第三次計画の成果と課題〕

児童館、こどもひろば、児童クラブなど、子どもが集まり、子どもが読書に親しむ機会となる施設での定期的な読み聞かせに取り組みました。

乳幼児期の施策では、強化策として取り組んだブックスタート※1事業は、4か月児健康診査の受診者すべてに実施しました。4か月児健康診査は受診率が99%と極めて高く、子どもが本に触れる最初の一步を支えています。

また、子どもの読書習慣の定着のためには家庭での働きかけが欠かせないものであるため、その後の1歳6か月児、3歳児健康診査時にパンフレットを配布し、情報提供をしてきました。

地域で開催されるイベントに、図書館職員または読み聞かせボランティアが出向いてのおはなし会の実施や、子育て支援施設等への出前読み聞かせでは、多くの子どもが本を楽しむ機会を提供できました。子育てが始まる前の妊娠期の保護者に対しても、大人が楽しむ絵本や子どもへの読み聞かせ絵本の情報提供を行いました。

しかし、情報機器の普及により、読書から遠ざかりがちな保護者には、家庭で読書を楽しむ「読書の日」（毎月23日）をいっそう啓発していく必要があります。

※1 ブックスタート…赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

〔第四次計画の施策の方向性〕

子どもの読書習慣の定着には、幼少期からの働きかけが重要であることから、第三次計画に続き、家庭における読書環境の充実の支援を行います。

読み聞かせは、「語彙（ごい）がふえる」「集中力がつく」「想像力・感受性が豊かになる」「人の気持ちを理解できるようになる」などの効果が期待できます。発達段階に応じて読み聞かせする本をどのように選ぶのか、などについて保護者へ具体的に情報提供することや、家庭で読書を楽しむ「読書の日」の周知や「読書通帳」の普及など、家庭での読書機会の増加と読書の習慣づけを目指します。

また、地域のさまざまな場所で本に親しむ機会をつくるため、児童館、こどもひろば、児童クラブ等子どもが集まる施設や場所での読み聞かせなど読書活動を引き続き推進します。

〔具体的な取組〕新規

(1) 「読書通帳」の推進 重点

読書通帳は、図書館で借りた本の履歴を銀行の通帳のように記帳することで、今まで読んできた本が一目でわかります。読んだ本の履歴が増えることで、読書の習慣づけや子どもたちの読書意欲の向上につながります。

(2) 家庭における読書を推進するため、家読※2（うちどく）に関する行事を開催

親と子、兄弟、祖父母など家族で読書を介した語らいを楽しむため、家読（うちどく）に関する行事を開催して家読（うちどく）をすすめます。

(3) 幼児の健康診査の会場で配布している、年齢に応じた啓発パンフレットの内容の見直し

1歳6か月児、3歳児健康診査時に配布している、年齢に応じた絵本リストや子育て中の読み聞かせの必要性などの啓発パンフレットの内容を見直します。

〔具体的な取組〕継続

(4) 児童館・こどもひろば・児童クラブ等で読み聞かせを実施

子どもが集まる施設や場所で定期的な読み聞かせを実施します。

(5) ブックスタートの推進 重点

4か月児健康診査を受診する親子に、絵本を介した語りかけの大切さを伝え、絵本や啓発パンフレット「こんにちは！絵本」を手渡

※2 家読(うちどく) …家庭読書の略。家庭で家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションを深める。

します。また、図書館や子育て支援施設のおはなし会の情報提供をします。

(6) **「おやこ読書ノート」の配布**

親と子、祖父母など家族で読書を介した語らいを楽しむため、「おやこ読書ノート」を図書館で配布します。〈幼児版〉は、子どもの様子や読んだ感想など読み聞かせの記録ができます。〈こども版〉は、ひとり読みができる子どもを対象とし、読書の記録をすることで、読書の習慣づけや読書の意欲を高めます。

(7) **地域で活動する子育てサークル等へ子どもの読書活動に関する情報を提供**

子どもの発達段階に応じた本に関する情報などを提供し、子どもの読書活動の充実を図ります。

(8) **地域で開催されるイベントで子どもの読書活動を推進**

ふれあいセンターや公民館などで行われるイベントに図書館から職員や読み聞かせボランティアが出向き、子ども向けの本の展示やおはなし会などを行い、読書を楽しむきっかけ作りをします。

(9) **幼稚園・保育園の絵本を家庭での読書推進に活用**

幼稚園・保育園で園児に絵本の貸出しを行い、家庭での読み聞かせをすすめます。

2. 資料が利用できる場の拡大

〔第三次計画の成果と課題〕

配本所※3や保健センターへの配本※3を実施し、地域のさまざまな場所での読書活動を支援しました。このうち、配本所への配本については、図書館の基本的業務であり、また、事業として定着をしていることから引き続き充実を図ります。

日常生活の中で読み聞かせや読書が身近で、継続して行われるよう、「本の箱」作製イベントを開催しました。家庭内で手に取りやすい場所に本を置くスペースを作ることで読み聞かせや読書の習慣化が期待できます。

保健センターは、令和3年に吉良保健センターの職員配置がなくなったことにより、本の管理が難しいことと、同建物内にある吉良児童館が図書館の配本所であることから令和3年4月から配本を中止しました。

児童館・児童クラブに対しては、すべての施設に児童書を50冊以上設置しています。

※3 配本所…寺津、福地、米津、室場、三和の各ふれあいセンター及び吉良児童館。資料閲覧、貸出、返却、予約などができる施設。配本…資料の有効活用をはかるため、市立図書館から配本所、保育園、幼稚園、小学校、中学校等へ資料を配送すること。

〔第四次計画の施策の方向性〕

本を自分で選ぶ子どもは多く、より多くの場所で本を直接手に取れるようにすることで、読書活動の推進が図れると考えられます。子どもたちの本に親しむきっかけづくりのため、ふれあいセンター・公民館にマンガの文庫コーナーを設置します。児童館や子育て支援施設、保健センター等では、引き続き図書コーナーの充実を図ります。より多くの場所で子どもたちが自由に本に触れることができる機会を設けます。

〔具体的な取組〕 継続

(1) **資料が利用できる場の開設を支援**

地域、公共施設、病院などの図書コーナーに、図書館のリサイクル本の提供を行い、子どもの本の利用を支援します。

また、ふれあいセンター・公民館のフリースペースに、図書館にはないマンガを自由にいつでも手にして読める「マンガ文庫（仮称）」を計画的に設置します。

(2) **保健センターの図書コーナーの整備・充実（外国語図書含む）**

健診などで親子の来館が多い西尾市保健センターへ、絵本を図書館から貸出し、保健センターの図書コーナーを充実します。また、母語が日本語でない子どものために、外国語絵本も配置します。

(3) **児童館・子育て支援施設等の図書コーナーの充実**

市内すべての児童館、こどもひろば、児童クラブなどの子育てを支援する場所にも、図書館から団体貸出を行い図書コーナーを設置します。低学年から高学年まで対応できる図書資料や子どもが読書を楽しんだり活用できるよう内容も充実します。

基本方針２：学校等における子どもの読書活動の推進と学校図書館の充実

〔学校・学校図書館の役割〕

学校は子どもにとって身近な存在であり、多くの時間を過ごす場でもあります。また、学校図書館は児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。整備された魅力ある学校図書館は、子どもの読書活動に欠かせません。学校図書館に専門職員を配置し、公立図書館と連携し、子どもへ読書の楽しさを伝え、読書の支援をすることで、読書活動の推進を図ることが重要です。

１．子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実

〔第三次計画の成果と課題〕

読書タイムや読書週間などを設定している学校は９７％でした。図書館を活用した授業の年間計画の作成は、全ての学校で実施しています。

母語が日本語でない児童・生徒が読書を楽しめるようにするため、外国語図書の整備を進めました。平成２９年度末時点で外国語図書を配置する学校の割合は２２％となっていました。令和３年度では７４％となりました。

幼稚園・保育園では、保育活動の中で計画的に読み聞かせを実施しており、子どもが慣れ親しんだ場所で本を楽しめる時間となっています。

児童・生徒やその保護者に学校図書館の取り組みを知ってもらうため、読書活動に関する情報をホームページで公開しました。家庭で話題に上ることで学校図書館の利用を促す効果が期待できます。ホームページで読書活動に関する情報を公開する学校は、平成２９年度は４４％でしたが、令和３年度では８０％になりました。引き続きインターネット等を活用した積極的な情報発信を行います。

〔第四次計画の施策の方向性〕

学校での読書タイムを設定し、引き続き読書習慣の定着を目指します。

幼稚園や保育園では、日々の生活の中での定期的な読書機会の確保のた

め、計画的に読み聞かせを行います。

愛知県子ども読書活動実態調査（平成30年1月実施）では、「読書が好きか嫌いか」の質問に対し「嫌い」、「どちらかというと嫌い」と答えた小・中・高校生が24%でした。その理由は、1位「本を読む習慣がないから」、2位「本を読んでも楽しくないから」、3位「本を読むことが大変だから」でした。学校図書館が子どもたちにとって、身近で魅力的な場所であることを周知することが重要です。学校図書館での活動の様子をホームページやブログで公開し、子どもたちにアピールしていきます。

本市には、10,397人（令和4年10月1日）の外国人が生活しています。国籍別人口は、1位ブラジル、2位ベトナム、3位フィリピン、4位インドネシア、5位ペルーです。また、外国にルーツを持つ子どもの人口は、0～4歳564人、5～9歳613人、10～14歳489人、15～19歳480人です。母語が日本語でない児童・生徒の読書活動や、全ての児童・生徒がさまざまな言語・文化に触れ、国際理解が深まることを推進するため、外国語の絵本、児童書を整備します。

〔具体的な取組〕継続

(1) **読書タイム、読書週間などの設定** 重点

読書習慣をつけるため、読書タイムや読書週間などを設定し、継続して実施します。

(2) **保育活動の中で計画的に読み聞かせを推進** 重点

指導計画に基づき、幼稚園児・保育園児の発達や興味関心に応じて読み聞かせを実施します。

(3) **各小・中学校のホームページやブログに読書週間の様子や、学校図書館ボランティアの活動の様子等を公開**

学校のホームページやブログに、新着本の案内、読書週間の様子など読書活動に関する情報を公開します。

(4) **学校図書館を活用した授業の年間計画を作成**

西尾市教育研究会図書館部会が作成している研究収録などを参考にし、更に使いやすい学校図書館利用指導年間計画を作成します。

(5) **母語が日本語でない児童・生徒の読書活動や、全ての児童・生徒が様々な言語・文化に触れ、国際理解が深まることを推進** 重点

日本語では理解が困難な児童・生徒のため、外国語で書かれた図書資料を整備します。また、全ての児童・生徒が様々な言語・文化に触れることで、国際理解を深めます。

(6) **幼稚園教諭・保育士の読み聞かせに関する情報交換を実施**

幼稚園教諭・保育士が、園児の発達、環境、言語能力などから、絵本の選書についての情報交換を行います。

(7) **図書館利用ノートの活用**

「図書館利用ノート」は、指導要領に合わせた内容に改訂を行いながら、学校図書館の利用促進及び調べ学習の支援をします。

2. 学校図書館活用のための人的配置

〔第三次計画の成果と課題〕

令和3年度に小中学校全35校に対する学校司書※4の人数の割合は54%ですが、複数校を兼務している場合の配置率は100%で全学校を網羅しています。また、学校図書館を利用する授業を行う時、司書教諭※5が指導・助言する学校の割合は約半数となり、学校図書館を利用した授業を推進しました。また、ボランティアの活動支援をする学校は100%となりました。加えて、平成30年度からは学校図書館アドバイザー※6を配置し、学校図書館活用のための人的配置が進みました。

幼稚園・保育園でも、92%の園で図書担当者を配置し、読書活動を推進しています。

〔第四次計画の施策の方向性〕

学校図書館は学校における読書活動の拠点であることを踏まえ、要となる司書教諭及び学校司書の配置及び育成を継続し、子どもの読書活動の定着や学校図書館を利用した授業の充実につなげます。また、学校図書館ボランティアとも、引き続き連携を図り、読み聞かせや図書整理、壁面飾りなどの環境整備の活動を支援します。

保育園・幼稚園では、図書資料の選定や紹介等を取りまとめる担当者を配置し、計画的に読書活動を推進します。

〔具体的な取組〕 継続

(1) **学校司書の配置**

学校司書の配置を継続し、学校図書館の環境づくりや児童・生徒及び教員からの求めに応じた適切な図書資料の提供を行います。

※4 学校司書…学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

※5 司書教諭…司書教諭の資格を有し、学校図書館の専門的職務に携わる教員のこと。学校図書館法によって平成15年度から12学級以上のすべての学校に配置することが定められている。

※6 学校図書館アドバイザー…司書教諭、教諭、学校司書、ボランティアなど、学校図書館に関する全体を掌握し、学校図書館の運営、活用についての助言を行う。

(2) **司書教諭・学校司書と連携し、学校図書館を利用した授業の充実**

引き続き12学級以上の学校に司書教諭を配置します。司書教諭は、学校司書と連携しながら図書資料の選書・収集や、児童・生徒に対する読書指導を行います。また、学校図書館を利用した授業等についての指導・助言を行い、教員の学校図書館利用の意識を高めます。

(3) **幼稚園・保育園に図書担当者を配置**

図書コーナーの充実を図り、おすすめ本の紹介展示、図書購入選書などをとりまとめる担当者を配置します。

(4) **学校図書館ボランティアとの連携を図り、読み聞かせや図書整理、壁面飾りなどの環境整備の活動を支援**

学校図書館ボランティアが効果的な活動を行えるよう、学校図書館に関する情報の共有や、市立図書館による研修の実施等の活動支援を行います。

3. 学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実

〔第三次計画の成果と課題〕

空調設備は、全ての学校図書館に整備が完了しました。

図書資料の面では、全ての学校で各学級文庫に児童・生徒数に見合った図書資料を置いています。また、児童一人当たり1冊以上の図書資料を購入する学校の割合は約半数でした。引き続き図書資料の充実を進め、魅力的な学校図書館の実現につなげることが必要です。

〔第四次計画の施策の方向性〕

教室という身近な場所で本に親しむ環境を整えるため学級文庫の充実を図るとともに、空調設備などの維持管理を引き続き行います。

〔具体的な取組〕継続

(1) **学校規模に合わせた図書資料の購入**

資料価値のなくなった図書資料は廃棄し、新たに児童・生徒数に見合う冊数を購入します。

(2) **学級文庫の図書資料の充実**

学校図書館に行く時間のない児童・生徒や、読書タイムのために学級文庫を設置するとともに、市立図書館の配本サービスも活用し、同文庫の充実を図ります。

4. 市立図書館との連携

〔第三次計画の成果と課題〕

全ての学校で市立図書館からの配本を実施しました。学校図書館と市立図書館の図書資料を併せて利用することで、授業内容をより充実したものとすることができました。

図書館から幼稚園・保育園へ出向いての読み聞かせを行うとともに、児童・生徒、園児の市立図書館訪問も実施し、読書の楽しさ、図書館が身近で楽しい存在であることを知ってもらう機会としました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

市立図書館の図書資料の有効活用を進め、子どもの読書環境や授業の充実を図るため、配本サービスの一層の活用を目指します。

図書館から幼稚園・保育園へ出向いての読み聞かせや、児童・生徒、園児の図書館訪問への対応については、図書館の基本的業務の中で引き続き、各施設と連携・協力して積極的に実施します。

〔具体的な取組〕 継続

（１） 市立図書館の図書資料を積極的に利用

学校図書館にはない調べ学習や教科に関する図書資料を市立図書館から積極的に借りて、図書資料を有効活用した授業をすすめます。

基本方針３：図書館における子どもの読書活動の推進と図書館の充実

〔図書館の役割〕

図書館は、子どもと本の出会いの場所です。子どもたちにとって本が身近な存在であるようにします。そのために、発達段階に応じた子ども向け資料を充実するとともに、イベントや行事などを開催することにより子どもたちが図書館に足を運ぶ機会を作ります。図書館はいつでも読書相談に対応できる体制をとり、読書に関する情報を子どもたちに発信していくことが必要です。

１．子ども・親子対象の行事・事業の充実

〔第三次計画の成果と課題〕

家庭での読み聞かせを推進するため、絵本等の読み聞かせの方法や、年齢や季節に応じたおすすめの本を紹介する保護者向けの読み聞かせ講座を定期的に開催しました。

子どもとその保護者に対して、読書活動への関心を高め、読書のきっかけとなる年齢に応じたおはなし会を日常的に行っております。図書館開館日数に本館及び分館のいずれかの図書館でおはなし会を実施した日数の割合は、平成３０年度の６９％から、令和３年度はコロナ禍により４１％と減少しました。

図書館ボランティア養成講座の実施や、図書館ボランティアへの支援を行うなどし、子ども・親子対象の行事・事業を行いました。課題として、養成講座からの新たなボランティアを創出し、活動支援をしていく必要があります。

〔第四次計画の施策の方向性〕

年齢に応じたおはなし会や児童文学等に関する講演会を充実させ、図書館の利用を促します。

西尾市図書館運営基本計画策定のために令和４年度に実施した図書館に関するアンケート調査（一般市民調査）の結果では、中学生以下の子どもを持つ保護者に、お子さんに読み聞かせをしていますか（していましたか）の質問に対し、よくしている（していた）、時々している（していた）と回答したのは、７３．９％でした。図書館での読み聞かせに関する講座の実施や、読書相談に応じることで、親子の読み聞かせの一層の推進を図り

ます。

また、おはなし会やブックスタート事業を支えるボランティアの養成や活動支援を行い、読書活動の充実に努めます。

〔具体的な取組〕 継続

(1) **読み聞かせに関する講座の実施**

絵本等の読み聞かせの方法や、年齢や季節に応じたおすすめの本の紹介等の講座を実施し、読み聞かせに関する相談にも応じます。

(2) **図書館ボランティアの開催する読書活動や行事を支援**

ボランティアが子どもの読書活動や行事等を開催する際には、図書館は会場の提供や備品の貸出し、PR等を行い、積極的にボランティアの活動を支援します。

(3) **児童文学等に関する講演会の開催**

子どもと関わる大人に対して、子どもの読書活動に対する理解と啓発のために児童文学講座を開催します。

(4) **おはなし会等の実施**

ボランティアの協力を得て、子どもの年齢に応じた絵本の読み聞かせ、手遊び、工作等のおはなし会を図書館で行います。

2. 子どもへの読書活動の推進と啓発

〔第三次計画の成果と課題〕

本館と3分館それぞれの子ども向けの図書館だよりを作成しました。また、幼児から高校生まで年代に応じた読書案内を作成、配布し、読書情報を提供しました。

図書館訪問・職場体験学習や中高生の図書館ボランティアを受け入れ、読書への興味を喚起し、読書活動の推進につなげました。

ひとりでも図書館に来られるようになる中高生は、勉強や部活動などが生活の中心となり、読書に充てる時間が取れなくなっています。中高生の図書館利用は、学習の場としての利用が主となっています。中高生向きのおすすめ本の紹介や展示などの働きかけを続け、本との出会いや読書への興味を喚起するようにします。

〔第四次計画の施策の方向性〕

引き続き、子どもの年代に応じた読書情報の提供を行います。スマートフォンの普及、それを活用したSNS等コミュニケーションツールの多様

化により、紙媒体のみでなくホームページやツイッターなどからも積極的に提供します。また、図書館訪問・職場体験や中高生の図書館ボランティアの受け入れを継続します。

また、ICT※7の進歩によりパソコンやタブレットなどの電子的な活字媒体が日常的に活用されています。図書館に行く時間がない、あるいは図書館が遠くて自力で行けないため、図書館を利用できない児童・生徒のため電子書籍を推進します。

本市には、外国にルーツを持つ子どもが約2,100人（令和4年10月）います。それらの子どもたちの読書活動の推進のため、多言語版の図書館の利用案内や貸出カード申請書等を作成します。

〔具体的な取組〕新規

（１） **多言語版の利用案内等の作成**

重点

母語が日本語でない児童・生徒への読書推進のため、多言語版の図書館の利用案内や貸出カード申請書等を作成し、図書館を利用しやすくします。

〔具体的な取組〕継続

（２） **おすすめ本のリストや展示で子どもの年代に応じた情報を提供**

幼児から高校生まで年代に応じた読書案内などを作成し配布します。また、それらの情報をチラシやホームページ、ツイッターなどそれぞれの年代の子どもが入手しやすい方法で発信します。図書館から直接子どもへ手渡す図書館だよりは、きめ細かな情報と子どもの楽しみとなるよう魅力ある紙面構成にします。

（３） **図書館訪問、職場体験学習の受け入れ**

子どもが図書館の役割を知り、より身近な存在に感じられるように、図書館訪問や職場体験学習を受け入れます。

（４） **中高生の図書館ボランティアの募集と受け入れ**

中高生が本と関わる機会を増やし、図書館への理解を深めるため、図書館ボランティアを募集し、受け入れます。

3. 家庭・地域に対する子どもの読書活動の推進と啓発

〔第三次計画の成果と課題〕

ブックスタート後に乳幼児向けのおはなし会や保護者を対象とした読書相談を実施するなどし、家庭における読書活動の推進の支援、保護者への

※7 ICT…Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)の略語。日本語では一般的に「情報通信技術」と訳される。

啓発を行いました。新型コロナウイルスの影響を受けていない平成30年度のおはなし会参加者は、1,007人、保護者を対象とした読書相談を119回行いました。

また、4月23日が「西尾市子ども読書の日」、毎月23日が「読書の日」と知っているのは、西尾市図書館運営基本計画策定のために令和4年度に実施した図書館に関するアンケート調査（一般市民調査）では、4.9%でした。図書館だよりや行事を通じてさらなるPRが必要です。

〔第四次計画の施策の方向性〕

ブックスタート後のおはなし会は、図書館に足を運ぶきっかけとなり、読書を介した親子の触れ合いや楽しさを実感することができます。幅広い世代のボランティアと協働して読み聞かせの重要性や豊かさを保護者に周知することに努めます。

また、4月23日の「西尾市子ども読書の日」に関連した行事を推進します。

〔具体的な取組〕 継続

（１） 保育園・幼稚園・子育て支援施設等で出前おはなし会を開催

園などでの日々の生活の中で、絵本や物語に親しむ活動を推進するため、図書館職員が市内の保育園、幼稚園、子育て支援施設等に出向き、絵本や物語の楽しさを伝えます。

（２） ブックスタート後に乳幼児向けのおはなし会を実施

読書活動の入り口として、また、図書館来館へのきっかけづくりとして、乳幼児向けのおはなし会を定期的に開催します。

（３） 保護者を対象にした絵本等に関する読書相談の実施

親子が気がねなく図書館を利用できる時間である「おやこタイム」※8を引き続き実施し、絵本の選び方や読み聞かせについて相談できる機会を設けます。

（４） 「西尾市子ども読書の日」に関連行事を積極的に開催

4月23日前後の期間を中心に「西尾っ子読書フェスティバル」に関連した行事を開催し、図書館を訪れるきっかけを作ります。

（５） 「読書の日」の周知

毎月23日の「読書の日」の周知と、家庭や学校、地域における読書活動への呼びかけや行事を行い、子ども読書活動を啓発します。

※8 おやこタイム…一般の利用者の方にあたたかい対応をお願いし、赤ちゃんや小さいお子さんを持つ保護者が、周りに泣き声などを気兼ねせずに図書館を利用できる時間。（西尾市独自の事業）

4. 資料の充実と読書環境整備

〔第三次計画の成果と課題〕

資料の充実と読書環境整備では、不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）が高くなる中高生向けの図書資料の購入数を充実しました。また、本を手に取りやすくするため、中高生向け図書の展示場所を学習室の入口に新設しました。なお、児童書、外国語図書も充実しました。

障害のある子どもへの資料の蔵書数は、デージー図書※9 153点、点字図書237点、（令和3年度実績）と増加しました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

公益社団法人全国学校図書館協議会が令和3年5月に行った調査では、中高生の不読率は、小学生は5.5%、中学生は10.1%、高校生は49.8%となり、年齢が高くなるにつれて読書から遠ざかっていることが伺えます。一方、スマートフォンの普及は年々増加しており、情報収集の多様化が進んでいます。本市では、令和3年1月に「にしお電子図書館」を開始しました。中高生向きの電子書籍の充実とPRを推進する必要があります。また、児童書、中高生向け図書、外国語図書は引き続き充実を図り、特に外国語児童図書や点字図書及び子ども向け郷土資料を充実します。

障害のある子どもが利用できる資料は図書館のみの活用だけでなく、子育て支援施設にも配本ができるように充実します。また、図書館の利用に支援が必要な子どもたちに対しても、使いやすい図書館となるよう工夫します。

〔具体的な取組〕新規

（1） **中高生向け電子書籍の充実** 重点

中高生向けの電子書籍を充実させ、PRすることで読書習慣のない中高生の利用を促します。

〔具体的な取組〕継続

（2） **保育園・幼稚園・学校・子育て支援施設等への配本・団体貸出の充実**

保育園・幼稚園・学校・子育て支援施設等と連携し、図書館からの貸出を充実することで読書推進のサポートをします。

（3） **中高生向け図書資料の充実**

中高生向けの図書資料を充実させることにより、中高生の利用者

※9 デージー図書…視覚障害などで、印刷物を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書。音声のみの音声デージーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデージーがある。

を増やします。

(4) **児童書の充実**

絵本、紙芝居、読み物など児童書の所蔵を増やし、充実させます。
また、図書室のある寺津・福地・米津ふれあいセンターの児童書の割合を増やします。

(5) **外国語児童図書の充実**

外国語の児童図書の所蔵を増やし、充実させます。

(6) **障害のある子どもが利用できる資料の充実**

点字図書、ユニバーサル絵本※10、録音図書などの障害のある子どもが利用できる資料を充実させます。

5. 読書に関わる人の資質向上

〔第三次計画の成果と課題〕

読み聞かせやブックスタートのボランティア向けに、ボランティア養成講座を実施しました。年々ボランティアが減少しており、今後、ボランティアの育成が必要です。

職員に対して毎年児童サービスに関する研修を実施し、資質の向上に努めました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

子ども読書に関わる施設の職員やボランティアへ児童サービスに関する研修を実施し、子どもの読書活動の充実に努めます。

〔具体的な取組〕継続

(1) **図書館ボランティアの養成** 重点

図書館ボランティアを養成し、子どもの読書活動を支えます。

(2) **職員に対して児童サービスに関する研修を実施**

子どもと関わる施設の職員に対して本や読み聞かせに関する知識や児童サービスに関する研修を実施し、子どもの読書活動の充実につなげます。

6. 学校との連携による読書・総合的な学習※11・調べ学習の支援

〔第三次計画の成果と課題〕

学校図書館担当者会議への図書館職員の参加や学校司書との連絡会を開

※10 **ユニバーサル絵本**…障害の有無にかかわらず、多くの人が楽しめるよう工夫された絵本。挿絵部分に立体印刷が施されていたり、点字が併記されている絵本、触れて楽しむ布の絵本等がある。

※11 **総合的な学習**…「総合的な学習」は、小中学校等の教育課程における「総合的な学習の時間」のことで、児童・生徒が変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしている。

催し、学校との連携を図りました。

児童・生徒の総合的な学習及び調べ学習を支援するため、関係図書資料を購入しました。平成29年度の14,140冊から令和3年度は、15,518冊と蔵書数が増加しました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

学校図書館支援サービスは、図書館と学校司書及び司書教諭と連携して、読書や総合的な学習や調べ学習を支援し、学校との連携を強化します。

学級文庫として活用されている長期読み物セットを利用した小学校は、コロナ禍の影響を受けない平成30年度では10校、影響を受けた令和3年度では5校でした。今後は新しい本への入れ替えや、読書が苦手な児童も手に取りたくなるようなやさしい内容の図書資料を追加し、さらなる利用を目指します。

図書館資料の配本サービスは、子どもがさまざまな本に出会うきっかけになるため、学校関係者への図書資料の周知等も含め引き続き推進します。

〔具体的な取組〕新規

(1) 長期読み物セット※12の利用推進

重点

長期読み物セットの本は、多くの児童が利用しているため、傷みが激しい傾向にあります。児童の読書意欲の向上を目的に、長期読み物セットの本の入れ替えを推進します。

〔具体的な取組〕継続

(2) 図書館が所蔵する図書資料や児童書の情報を学校に広く周知

学校図書館担当者との連絡会を実施し、市立図書館の図書資料の情報や利用方法を学校に広く周知し、情報交換を行います。

(3) 総合的な学習・調べ学習資料の収集

教科書に準拠した総合的な学習や調べ学習のための図書資料の収集と配本の教科・単元対応セット※13内容の充実を図ります。

※12 長期読み物セット…学級文庫を補完することを目的に、西尾市立図書館が市内の小学校に本を貸出すサービス。貸出期間は4～5か月程度で年間を通じて、1～2回配本する。貸出冊数は、1クラス35冊程度(クラス的人数分)で、市立図書館が配本・回収を行う。

※13 教科・単元対応セット…教科書の教科・単元に対応した図書資料を20冊から30冊程度にまとめて組んだセット。調べ学習を行う際に、選書の手間が省ける所が利点。

基本方針４：子どもの読書活動を推進するための理解・関心の普及とネットワーク化

〔社会の役割〕

子どもの読書活動を推進するためには、子どもを取り巻く社会全体が、子どもの読書活動の意義や重要性について広く理解と関心を深めることが大切です。

１．子どもの読書活動に関する情報発信

〔第三次計画の成果と課題〕

子ども読書推進委員会を開催し、子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握し、ホームページで公表しました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

子ども読書活動推進計画の進捗状況について、ホームページで公表します。

〔具体的な取組〕 継続

（１） 子ども読書活動推進計画の進捗状況の公表

子ども読書活動推進計画の進捗状況を、ホームページで広く市民に発信します。

２．子どもの読書活動に関する情報の共有化

〔第三次計画の成果と課題〕

ホームページを通じて子どもの読書活動に関する行事の情報を共有しました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

子ども向けの見やすいウェブページを作成し、子どもに対して読書情報の発信を行います。また、子どもの読書活動に関する行事の情報をホームページで発信し共有します。

〔具体的な取組〕 継続

（１） 子ども向けページの更新・運営

図書館ホームページ内にある子ども向けページを更新し、定期的に読書情報の発信を行います。

(2) **子どもの読書活動に関する行事の情報を公表**

子どもの読書活動に関する専用のページを作成し、市民へ公開します。これにより、関係課が行事などの実施状況を共有します。

(3) **子どもの読書活動に関するアンケートの実施**

第5次計画策定前に子どもや保護者にアンケートを実施し、子どもの読書活動の実態や傾向を把握し、今後の施策のための参考とします。

3. 人のネットワーク化

〔第三次計画の成果と課題〕

子どもから友人や家族へ読書の楽しさを伝えることと、本と人を結ぶリーダーの役割を担っていくことを目的に、子ども司書の養成をし、令和3年度時点で155人認定しました。認定後の活動については、イベントの準備や展示本のポップづくりなどを行っています。今後は図書館だけでなく学校でも活躍できるように活動範囲の拡大を検討します。

図書館と市民ボランティア、図書館と学校図書館等が連携し、子どもの読書活動の推進を図りました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

各機関が連携し、子どもの読書環境を整えることで、子どもの読書活動の推進を図ります。図書館ボランティアに限らず、市内で活動するボランティア団体とも相互に連携し、人的ネットワークを発展させます。

子ども読書推進委員会の定期的な開催や、子ども読書活動推進の担当者の配置についても、引き続き推進を図ります。

〔具体的な取組〕 継続

(1) **ボランティアとの連携**

ボランティアと図書館が連携し、協働して子どもの読書活動を推進します。

(2) **子どもから子どもへ読書の楽しさの伝達**

西尾市子ども司書を養成し、子どもの視点で選んだ本の紹介等、子どもから子どもに対しての読書情報を発信します。

(3) **西尾市子ども読書推進委員会を定期的に開催**

子ども読書活動推進計画の進捗状況の把握、達成度の評価を実施するため、西尾市子ども読書推進委員会を開催します。

(4) **地域との連携を図るため子ども読書活動推進の担当者を配置**

学校、家庭・地域と図書館の連携を図るため、図書館に担当職員を配置します。

4. 情報・資料のネットワーク化

〔第三次計画の成果と課題〕

図書館システムは、平成28年に新しい図書館システムに更新したことに伴い、図書館のホームページも一新し、子ども読書推進のページを充実させました。

〔第四次計画の施策の方向性〕

令和5年度の市立図書館及び令和6年度の学校図書館のシステム更新にあたり、運用に沿った、利用者サービスの向上につながる使いやすいシステムへの更新を行います。

〔具体的な取組〕 継続

(1) **図書館システムのネットワーク化**

利用者の利便性を高めるとともに、資料の活用を図るため、予約資料の受取や返却はできるが、図書館システムが未設置の施設に図書館システムのネットワーク化を検討します。

第3章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度

基本方針1；家庭・地域における子どもの読書活動の推進

課 題	施策の方向	施 策	具体的な取組				目標指数	目標の達成度	
								令和3年度実績	令和9年度目標
読書活動の推進	読書の重要性について理解の促進に努める	1-1 親子読書の推進	(1)	重点	新規	読書通帳の推進	読書通帳を使用している中学生以下の割合	22%	35%
			(2)		新規	家庭における読書を推進するため、家読（うちどく）に関する行事を開催	家読に関する行事の開催回数	未実施	年4回
			(3)		新規	幼児の健康診査の会場で配布している、年齢に応じた啓発パンフレットの内容の見直し	1歳6か月児及び3歳児健康診査時に配布している、絵本リストの内容の見直し	未実施	実施
			(4)		継続	児童館・こどもひろば・児童クラブ等で読み聞かせを実施	読み聞かせ行事を行う回数	年12回	年12回 （各施設）
			(5)	重点	継続	ブックスタートの推進	4か月児健康診査時にブックスタートのサービスを受ける親子の割合	99%	100%
			(6)		継続	「おやこ読書ノート」の配布	おやこ読書ノートを希望者及び幼稚園・保育園に配布する。	実施	継続
			(7)		継続	地域で活動する子育てサークル等へ子どもの読書活動に関する情報を提供	啓発パンフレットや出前講座で情報提供を行う	実施	継続
			(8)		継続	地域で開催されるイベントで子どもの読書活動を推進	イベントでのおはなし会等の実施回数	年2回	年2回
			(9)		継続	幼稚園・保育園の絵本を家庭での読書推進に活用	絵本の貸出を行う園の割合	51%	100%
読書環境の整備	読書環境の整備に努める	1-2 資料が利用できる場の拡大	(1)		継続	資料が利用できる場の開設を支援	資料が利用できる場の施設数（ふれあいセンター・公民館のまんが文庫を含む）	4か所	7か所
			(2)		継続	保健センターの図書コーナーの整備・充実（外国語図書含む）	保健センターへ配本する冊数	年600冊	年600冊
			(3)		継続	児童館・子育て支援施設等の図書コーナーの充実	児童館・児童クラブに児童書を50冊以上置く	実施	継続

基本方針２；学校等における子どもの読書活動の推進と学校図書館の充実

課 題	施策の方向	施 策	具体的な取組				目標指数	目標の達成度		
								令和3年度実績	令和9年度目標	
読書活動の推進	教育活動を通じ、子どもの発達段階や興味、関心等に応じた活動をすすめる	2-1 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実	(1)	重点	継続	読書タイム、読書週間などの設定	読書タイム、読書週間などを設けている学校の割合	97%	100%	
			(2)	重点	継続	保育活動の中で計画的に読み聞かせを推進	計画的に読み聞かせを実施する園の割合	94%	100%	
			(3)		継続	各小・中学校のホームページやブログに読書週間の様子や、学校図書館ボランティアの活動の様子等を公開	公開を行う学校の割合	80%	100%	
			(4)		継続	学校図書館を活用した授業の年間計画を作成	全校で図書館利用指導年間計画を作成する	実施	継続	
			(5)	重点	継続	母語が日本語でない児童・生徒の読書活動や、全ての児童・生徒が様々な言語・文化に触れ、国際理解が深まることを推進	外国語図書を整備する学校の割合	74%	100%	
			(6)		継続	幼稚園教諭・保育士の読み聞かせに関する情報交換を実施	園内（または園外研修等）において絵本についての情報交換（紹介したい本、気になる本など）を月1回行う園の割合	92%	100%	
			(7)		継続	図書館利用ノートの活用	指導要領に合わせた内容に改訂を行いながら活用する	実施	継続	
読書環境の整備・充実	居心地良い読書空間、学習情報センターとしての機能を充実させ、楽しい学校図書館づくりをすすめる	2-2 学校図書館活用のための人的配置	(1)		継続	学校司書の配置	学校司書を配置する学校の割合	学校数に対する学校司書の人数の割合	54%	57%
							学校司書が複数校を兼務する人数の割合	100%	100%	
			(2)		継続	司書教諭・学校司書と連携し、学校図書館を利用した授業の充実	学校図書館を利用した授業を行うとき、司書教諭・学校司書と連携する学校の割合	51%	60%	
			(3)		継続	幼稚園・保育園に図書担当者を配置	図書コーナーの充実、おすすめ本の紹介展示、図書購入選択などを取りまとめる担当者を配置する園の割合	92%	100%	
		(4)		継続	学校図書館ボランティアとの連携を図り、読み聞かせや図書整理、壁面飾りなどの環境整備の活動を支援	全校で学校図書館ボランティアとの連携を図り、情報の共有や市立図書館で行う研修の実施等、効果的な活動を行えるよう支援する	実施	継続		
		2-3 学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実	(1)		継続	学校規模に合わせた図書資料の購入	学校規模に見合う図書資料の購入を計画的に行っている学校の割合	49%	80%	
			(2)		継続	学級文庫の図書資料の充実	各学級文庫に児童・生徒数に見合う図書資料を置く学校の割合	66%	100%	
		2-4 市立図書館との連携	(1)		継続	市立図書館の図書資料を積極的に利用	市立図書館の配本サービスを利用する学校の割合	100%	100%	

基本方針 3 ; 図書館における子どもの読書活動の推進と図書館の充実

課 題	施策の方向	施 策	具体的な取組				目標指数	目標の達成度	
								令和3年度実績	令和9年度目標
読書活動の推進と啓発	読書活動の推進と啓発に努める	3-1 子ども・親子対象の行事・事業の充実	(1)		継続	読み聞かせに関する講座の実施	講座の実施回数	年4回	年8回
			(2)		継続	図書館ボランティアの開催する読書活動や行事を支援	図書館ボランティアに対する支援回数	年0回	年1回
			(3)		継続	児童文学等に関する講演会の開催	講演会の実施回数	年2回	年2回
			(4)		継続	おはなし会等の実施	図書館開館日におはなし会を行う日数	109日	180日
		3-2 子どもへの読書活動の推進と啓発	(1)	重点	新規	多言語版の利用案内等の作成	多言語版の利用案内や貸出カード申請書を作成する	未実施	実施
			(2)		継続	おすすめ本のリストや展示で子どもの年代に応じた情報を提供	各種リストの発行種類数	10種	10種
			(3)		継続	図書館訪問、職場体験学習の受入れ	図書館訪問、職場体験学習の受入数	年13団体	年20団体
			(4)		継続	中高生の図書館ボランティアの募集と受入れ	中高生の図書館ボランティアの受け入れ回数	年3回	年6回
		3-3 家庭・地域に対する子どもの読書活動の推進と啓発	(1)		継続	保育園・幼稚園・子育て支援施設で出前おはなし会を開催	保育園・幼稚園・子育て支援施設等での出前おはなし会の開催回数	年2回	年10回
			(2)		継続	ブックスタート後に乳幼児向けのおはなし会を実施	乳幼児向けのおはなし会の参加人数	216人	400人
			(3)		継続	保護者を対象にした絵本等に関する読書相談の実施	読書相談の時間を設ける回数	年53回	年100回
			(4)		継続	「西尾市子ども読書の日」に関連行事を積極的に開催	「西尾市子ども読書の日」に実施した行事の回数	年16回	年16回
			(5)		継続	「読書の日」の周知	「読書の日」を知っている人の割合	37%	40%
	読書環境の整備に努める	3-4 資料の充実と読書環境整備	(1)	重点	新規	中高生向け電子書籍の充実	中高生向け電子書籍の購入冊数	年24冊	年50冊
			(2)		継続	保育園・幼稚園・学校・子育て支援施設等への配本・団体貸出の充実	保育園・幼稚園・学校・子育て支援施設等への配本・団体貸出の貸出数	年57,428冊	年60,000冊
			(3)		継続	中高生向け図書資料の充実	中高生向け図書資料の購入数	年709冊	年800冊
			(4)		継続	児童書の充実	全蔵書数に対する児童書の割合	31%	32%
			(5)		継続	外国語児童図書の充実	外国語児童図書の所蔵数	1,199冊	1,500冊
			(6)		継続	障害のある子どもが利用できる資料の充実	点字図書・ユニバーサル絵本・電子書籍等の所蔵数	400点	500点

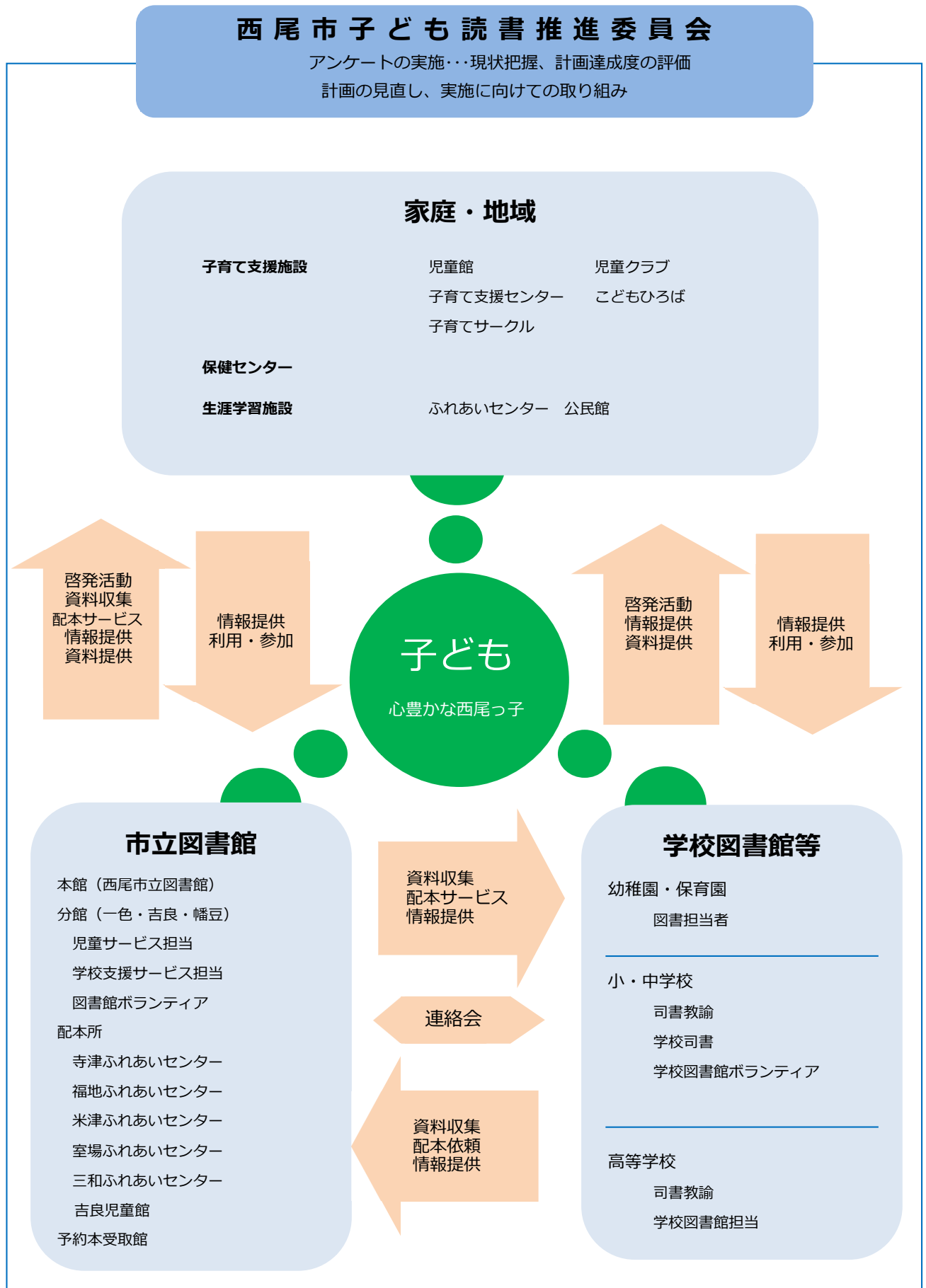
課 題	施策の方向	施 策	具体的な取組				目標指数	目標の達成度	
								令和3年度実績	令和9年度目標
読書活動の推進 と啓発	読書環境の整備 に努める	3-5 読書に関わる人 の資質向上	(1)	重点	継続	図書館ボランティアの養成	ボランティア養成講座の実施数	年10講座	年10講座
			(2)		継続	職員に対して児童サービスに関する研修を実施	児童サービスに関する研修の実施回数	年4回	年6回
		3-6 学校との連携に よる読書・総合 的な学習・調べ 学習の支援	(1)	重点	新規	長期読物セットの利用推進	長期読物セットの入替を行う図書の冊数	年0冊	年200冊
			(2)		継続	図書館が所蔵する資料や児童書の情報を学校に広く周知	担当者連絡会に図書館が出席する回数	年2回	年2回
			(3)		継続	総合的な学習・調べ学習資料の収集	総合的な学習及び調べ学習用図書の所蔵数	15,518冊	16,000冊

基本方針4；子どもの読書活動を推進するための理解・関心の普及とネットワーク化

課 題	施策の方向	施 策	具体的な取組				目標指数	目標の達成度	
								令和3年度実績	令和9年度目標
理解・関心の普及	読書活動の意義 の啓発と情報の 提供に努める	4-1 子どもの読書活動 に関する情報発信	(1)		継続	子ども読書活動推進計画の進捗状況の公表	子ども読書活動推進計画進捗状況の公表状況	公表	継続
		4-2 子どもの読書活動 に関する情報の共有化	(1)		継続	子ども向けページの更新・運営	ホームページ内の子ども向けのページの更新状況	実施	継続
			(2)		継続	子どもの読書活動に関する行事の情報を公表	ホームページの公表状況	実施	継続
			(3)		継続	子どもの読書活動に関するアンケートの実施	子どもの読書活動推進計画に関するアンケートの実施状況（アンケートは第5次計画策定前に実施）	未実施	実施
ネットワークの 形成	読書環境を整える ために人と情報 のネットワーク 化に努める	4-3 人のネットワー ク化	(1)		継続	ボランティアとの連携	ボランティアと協働して行う行事数	2回	2回
			(2)		継続	子どもから子どもへ読書の楽しさの伝達	子ども司書の養成人数	年14人	年20人
			(3)		継続	西尾市子ども読書推進委員会を定期的に開催	西尾市子ども読書推進委員会の開催回数	年1回	年1回
			(4)		継続	地域との連携を図るため子ども読書活動推進の担当者を配置	担当職員の配置数	1人	1人
		4-4 情報・資料の ネットワーク化	(1)		継続	図書館システムのネットワーク化	新たに図書館システムとネットワークを結んだ施設数	0か所	3か所

【参考資料】

〔資料1〕子ども読書活動推進のためのネットワーク構想図



1 アンケートの概要

このアンケートは、本市が令和5年度からの10か年計画である「西尾市図書館運営基本計画」を策定するにあたり実施した「西尾市 図書館に関するアンケート調査」の中から、子ども読書活動に関する項目を抜粋したものです。

「西尾市 図書館に関するアンケート調査」は、18歳以上の一般市民を対象に郵送調査により実施したほか、市内の図書館4館の利用者を対象に来館時調査を実施したものであり、調査期間は令和4年8月の1か月間です。

■「西尾市 図書館に関するアンケート調査」の回収結果及び調査方法

	配布数	回収数 () 内はオンライン回答	回収率	調査方法
一般市民調査	2,000	773 (101)	38.7%	郵送調査（オンライン回答を併用）
図書館利用者調査		1,016		来館時調査
図書館利用者調査 中学生以下		288		来館時調査

2 アンケートの見方

アンケートの本文及び図表の数字の見方は、次のとおりです。

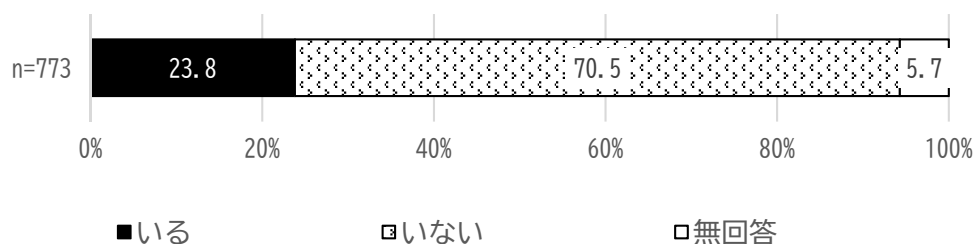
- ①「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ②百分比による集計では、回答者数を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。
- ③複数回答（○はいくつでも 等）の設問は、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④四捨五入の関係上、複数回答以外は%の合計が100%となるよう調整しています。
- ⑤クロス集計結果の分析軸となる項目に「無回答」は未表示です。よって、「全体」の数値と各項目の和が一致しない場合があります。

3 集計結果

(1) 一般市民調査 集計結果

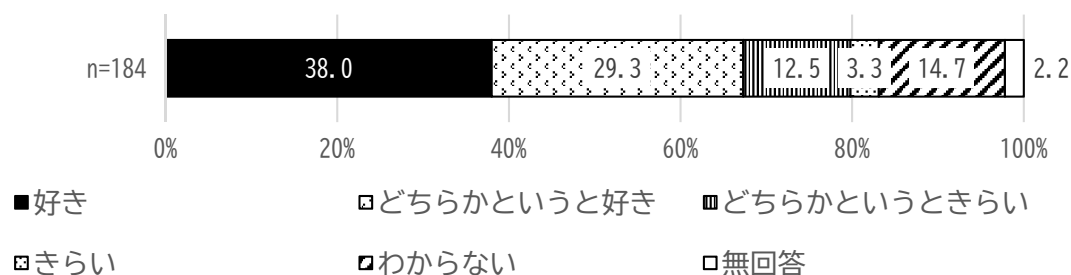
問1 ご家庭に中学生以下のお子さんはいますか。(〇は1つ)

「いない」が70.5%、「いる」が23.8%となっています。



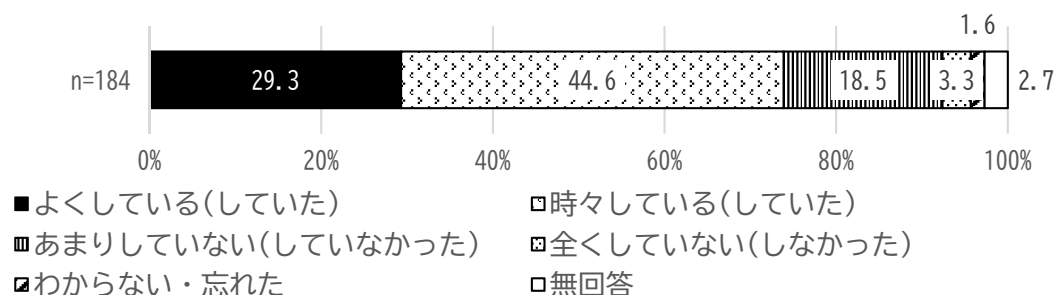
問2 お子さんは読書が好きですか (〇は1つ)

「好き」が38.0%と最も高く、次いで「どちらかというとき好き」が29.3%、「わからない」が14.7%、「どちらかというとき嫌い」が12.5%と続いています。



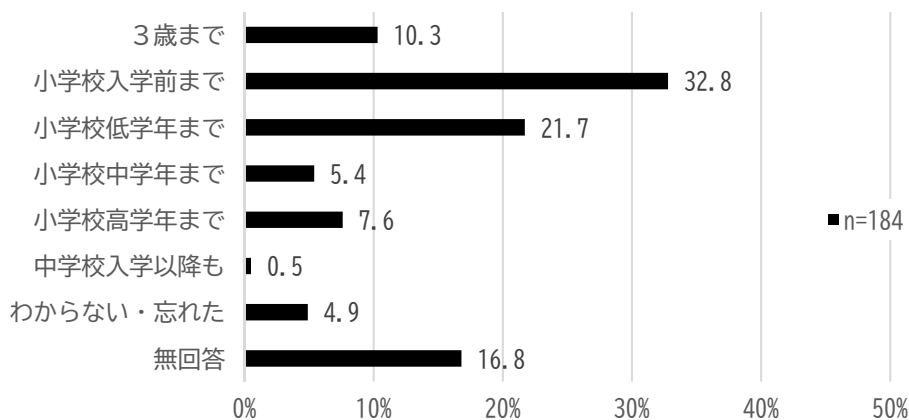
問3 お子さんに読み聞かせをしていますか(していましたか)。(〇は1つ)

「時々している(していた)」が44.6%と最も高く、次いで「よくしている(していた)」が29.3%、「あまりしていない(していなかった)」が18.5%、「全くしていない(しなかった)」が3.3%と続いています。



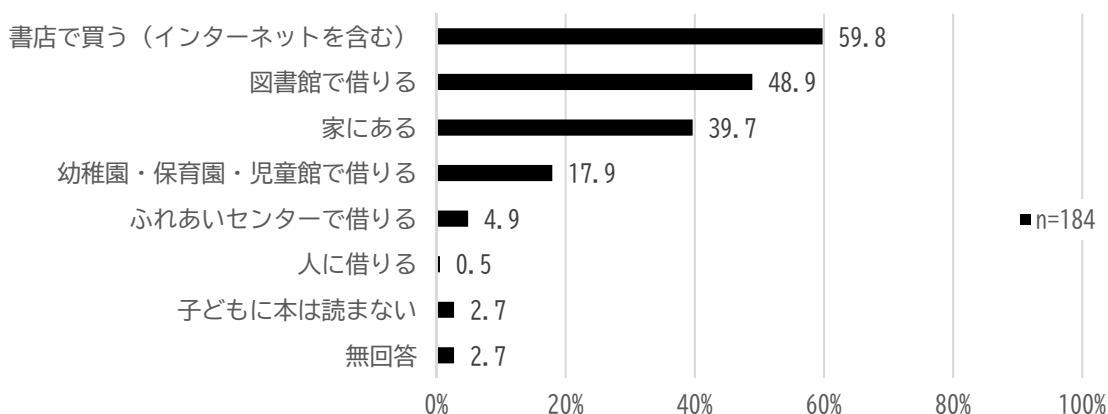
問4 お子さんが何歳ぐらいまで読み聞かせをしたいですか(していましたか)。(○は1つ)

「小学校入学前まで」が32.8%と最も高く、次いで「小学校低学年まで」が21.7%、「3歳まで」が10.3%、「小学校高学年まで」が7.6%と続いています。



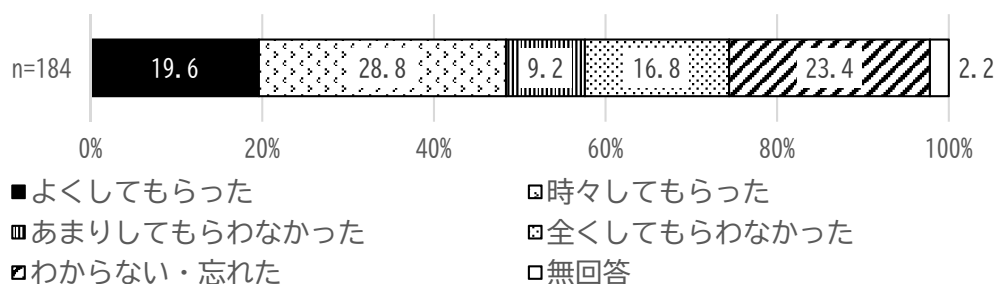
問5 お子さんに読む本をどのように選びますか(選んでいましたか)。(○はいくつでも)

「書店で買う(インターネットを含む)」が59.8%と最も高く、次いで「図書館で借りる」が48.9%、「家にある」が39.7%、「幼稚園・保育園・児童館で借りる」が17.9%と続いています。



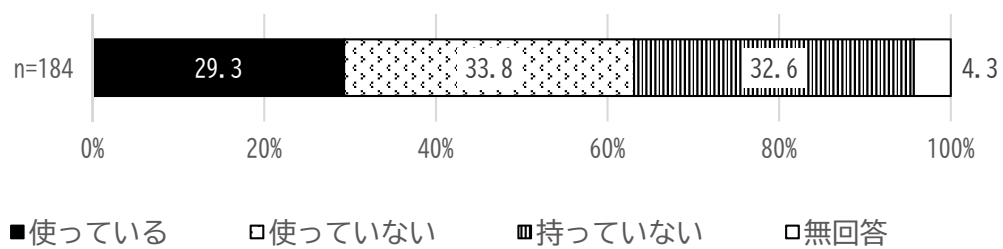
問6 ご自分が子どもの頃、読み聞かせをしてもらいましたか。(○は1つ)

「時々してもらった」が28.8%と最も高く、次いで「わからない・忘れた」が23.4%、「よくしてもらった」が19.6%、「全くしてもらわなかった」が16.8%と続いています。



問7 お子さんは読書通帳を使っていますか。(○は1つ)

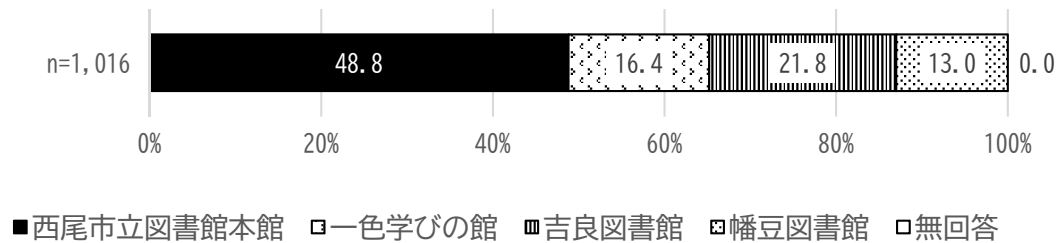
「使っていない」が33.8%、「持っていない」が32.6%、「使っている」が29.3%となっています。



(2) 図書館利用者調査 集計結果

調査に回答した施設

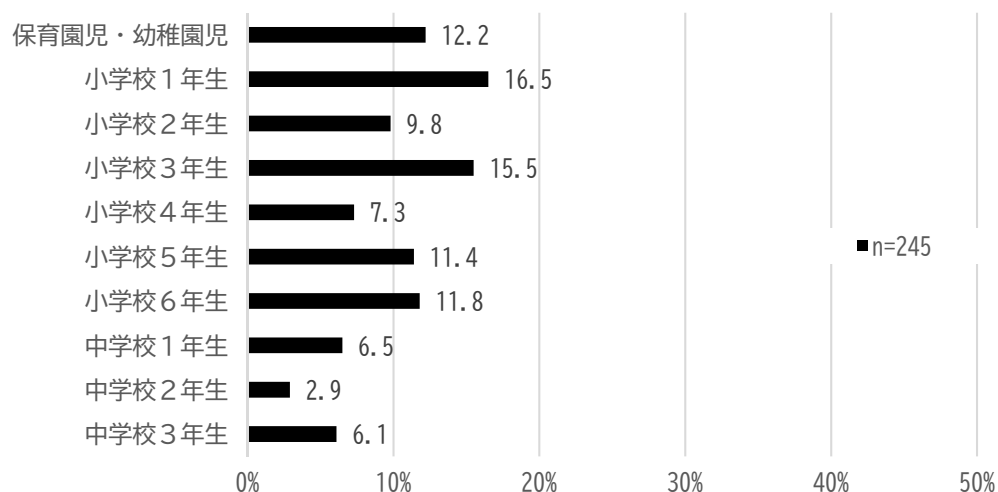
「西尾市立図書館本館」が48.8%と最も高く、次いで「吉良図書館」が21.8%、「一色学びの館」が16.4%、「幡豆図書館」が13.0%と続いています。



図書館利用者 中学生以下調査 集計結果

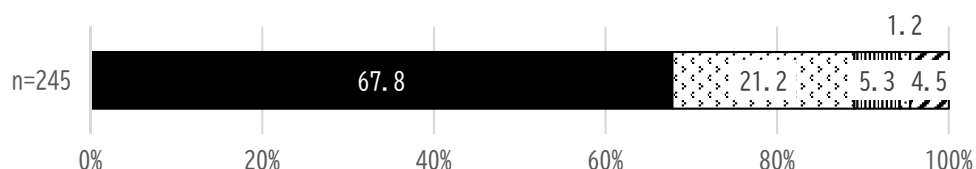
問1 学年を教えてください。(○は1つ)

「小学校1年生」が16.5%、「小学校3年生」が15.5%、「保育園児・幼稚園児」が12.2%、「小学校6年生」が11.8%と続いています。



問2 あなたは本を読む（読んでもらう）のが好きですか。(○は1つ)

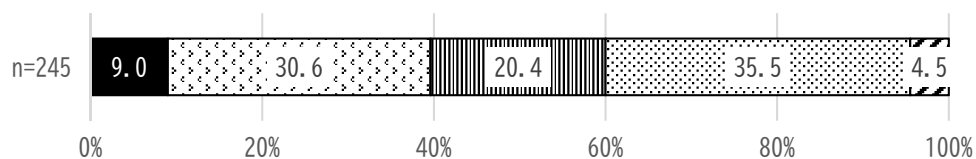
「好き」が67.8%と最も高く、次いで「どちらかというとき好き」が21.2%、「どちらかというとき嫌い」が5.3%、「わからない」が4.5%と続いています。



■好き □どちらかというとき好き ▨どちらかというとき嫌い □嫌い ▩わからない

問3 本を1か月に何冊読みますか。(○は1つ)

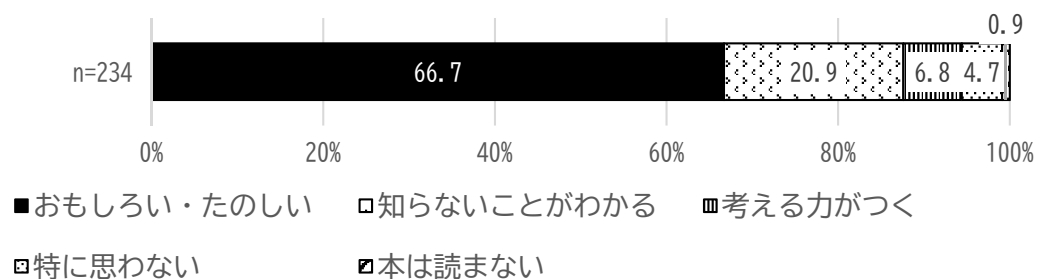
「11冊以上」が35.5%と最も高く、次いで「2冊～5冊」が30.6%、「6冊～10冊」が20.4%、「1冊」が9.0%と続いています。



■1冊 □2冊～5冊 ▨6冊～10冊 ▩11冊以上 ▩読まない

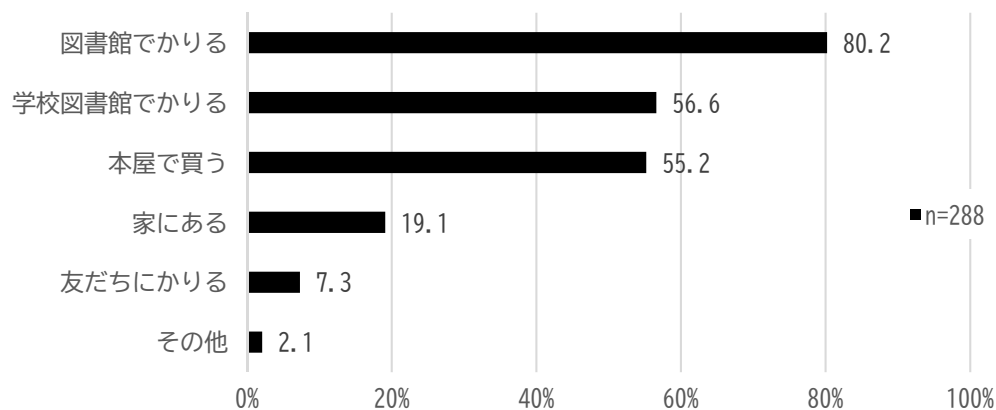
問4 本を読んでどんなところがよいと思いますか。(○は1つ)

「おもしろい・たのしい」が66.7%と最も高く、次いで「知らないことがわかる」が20.9%、「考える力がつく」が6.8%、「特に思わない」が4.7%と続いています。



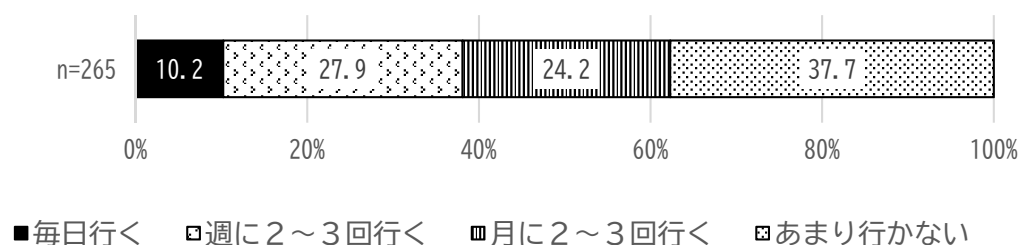
問5 読みたい本はどこで手に入れますか。(○はいくつでも)

「図書館でかりる」が80.2%と最も高く、次いで「学校図書館でかりる」が56.6%、「本屋で買う」が55.2%、「家にある」が19.1%と続いています。



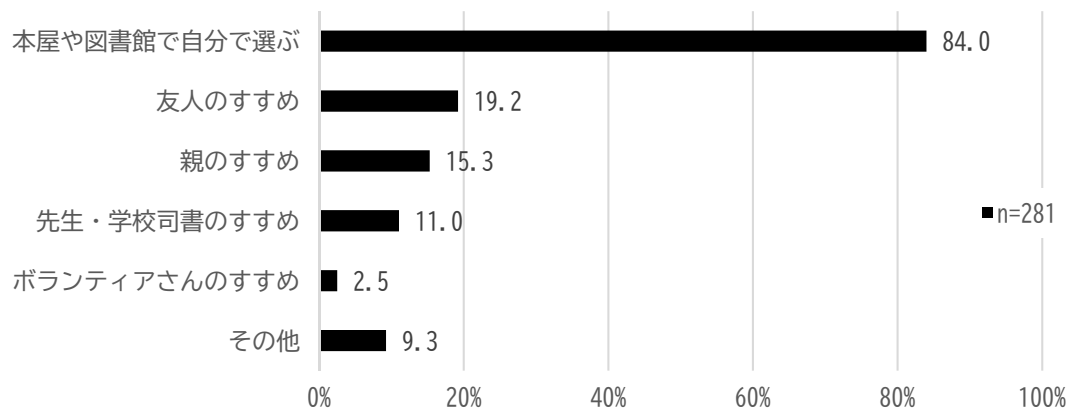
問6 学校図書館によく行きますか。(○は1つ)

「あまり行かない」が37.7%と最も高く、次いで「週に2～3回行く」が27.9%、「月に2～3回行く」が24.2%、「毎日行く」が10.2%と続いています。



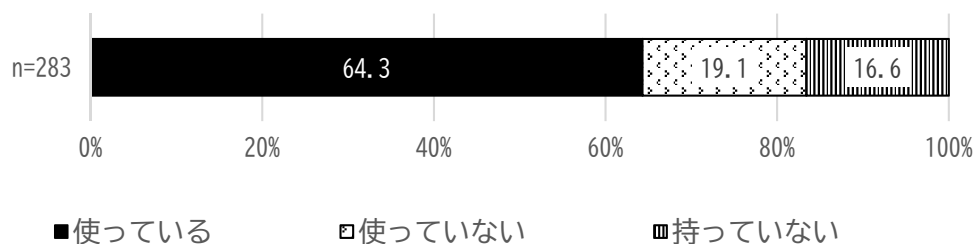
問7 本はどのようにして選びますか。(○はいくつでも)

「本屋や図書館で自分で選ぶ」が84.0%と最も高く、次いで「友人のすすめ」が19.2%、「親のすすめ」が15.3%、「先生・学校司書のすすめ」が11.0%と続いています。



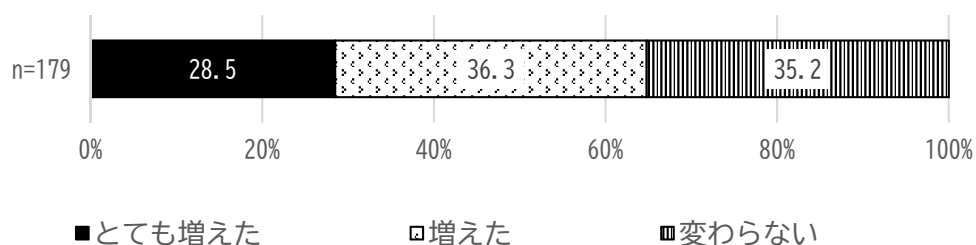
問8 読書通帳を使っていますか。(○は1つ)

「使っている」が64.3%と最も高く、次いで「使っていない」が19.1%、「持っていない」が16.6%と続いています。



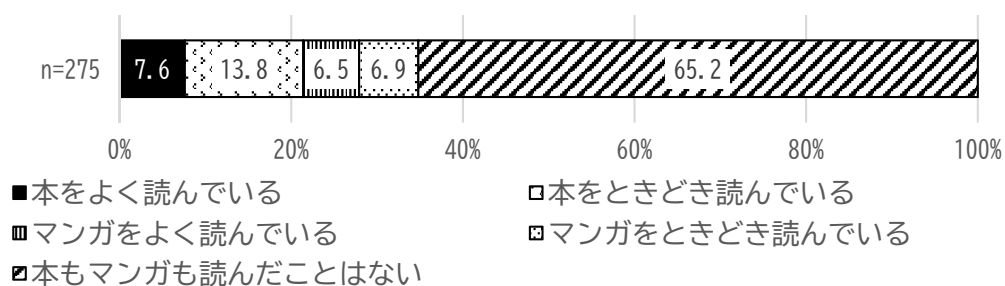
問8-1 【問8で1をえらんだ人に聞きます。】読書通帳を使い始めてから、図書館で本を借りることは増えましたか。(○は1つ)

「増えた」が36.3%、「変わらない」が35.2%、「とても増えた」が28.5%と続いています。



問9 パソコン、スマートフォン、タブレットを使って本などを読んだことがありますか。
(○は1つ)

「本もマンガも読んだことはない」が 65.2%と最も高く、次いで「本をときどき読んでいる」が 13.8%、「本をよく読んでいる」が 7.6%、「マンガをときどき読んでいる」が 6.9%と続いています。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

西尾市子ども読書推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市子ども読書推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の達成度の評価に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画の見直しに関すること。
- (3) その他子ども読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 図書館ボランティア代表
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取す

ることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局図書館において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

西尾市子ども読書活動推進計画（第四次）

発行日	令和 5 年 3 月
発 行	西尾市教育委員会
編 集	西尾市教育委員会事務局 図書館 445-0847 西尾市亀沢町 474 番地 電話 0563-56-6200